

# プラットフォームによるデータ収集 その論点と提案

2023/10/03@総務省プラットフォームサービスに関する研究会






株式会社 DataSign  
代表取締役社長

太田祐一






# 各社のサービス整理




## ソーシャルボタン / 計測ツール

-  Yahooは無い (LINE Social Plugins)
-  Facebook いいねボタン
-  Google Analytics 広告向け機能

## 顧客情報アップロード

-  オーディエンスリスト
-  カスタムオーディエンス
-  カスタマーマッチ

## リタゲ/効果測定タグ

-  サイトリターゲティングタグ
-  Meta ピクセルタグ
-  Google 広告 リマーケティングタグ



## ソーシャルログイン

-  Yahoo! ID連携
-  Facebookログイン
-  Sign-in with Google

## 外部広告ネットワーク

-  Yahoo!広告 ネットワークパートナー
-  Meta Audience Network
-  Google AdSense

## 他社データ連携

-  CCCMKホールディングス
  -  Acxiom
- ※ 現在は行っていない?

# 論点1：アカウントを持っている人

## 共通

アカウント登録したタイミングで包括的な同意は得られている一方で、内容を理解しているとは言えず、同意の在り方については、議論の余地あり

### ① ログインしている人

各社プライバシーセンター等の充実により一定の透明性・コントロールビリティが確保されているが、どこで何を設定できるのかが分かりにくい

### ② ログインしていない人

ログインすれば、各社プライバシーセンター等の機能は使えるが、ログインしていない状態でも収集されたデータがアカウントに紐づけられるのか、不透明

# 各社の同意取得画面

## 1. アカウントを持っている方に関する論点

- アカウント登録時の同意は有効なのか？

Y! 男性  その他  回答しない

生年月日  
1980 年 1 月 1 日

郵便番号

表示名 (例: やふたろう)

連絡用メールアドレス

お知らせメール (Yahoo!ダイレクトオファー) を希望

利用規約 (プライバシーポリシー、Yahoo!メールガイドライン、Yahoo!ボックスの利用ガイドラインを含む) をお読みいただき、同意される方のみ「登録」ボタンを押してください。Yahoo! JAPANは、「プライバシーポリシー」にしたがってお客様の情報を取り扱います。また、お客様のご連絡先に各サービスや特集などのご案内をお送りすることがございます。

なお、グループ企業とのデータ連携をお読みいただき、希望されない場合は以下のチェックを外してください。

グループ企業とのデータ連携に同意する

登録する

facebook

新規アカウントを作成  
簡単に登録できます。

姓 名

携帯電話番号またはメールアドレス

新しいパスワード

誕生日 ?  
2023 年 9 月 27 日

性別 ?  
女性  男性  カスタム

サービスの利用者があなたの連絡先情報をFacebookにアップロードしている場合があります。詳しくはこちら

[アカウント登録]をクリックすることで、利用規約、プライバシーポリシー、Cookieポリシーに同意するものとします。サービスに関連してFacebookからSMS通知が届くことがありますが、これはいつでもオフに設定できます。

アカウント登録

すでにアカウントをお持ちですか？

Google

プライバシーと利用規約

Google アカウントを作成するには、以下の利用規約への同意が必要です。

また、アカウントを作成する際は、Google のプライバシーポリシーと日本向けのプライバシーに関するお知らせに記載されている内容に沿って、ユーザーの情報が処理されます。次の重要な点をご確認ください。

ウェブとアプリのアクティビティを Google アカウントに保存する

ウェブとアプリのアクティビティを Google アカウントに保存しない

[ウェブとアプリのアクティビティの詳細](#)

広告のカスタマイズ

Google では、Google サービス (検索、YouTube など) でのアクティビティや、Google と提携しているウェブサイトやアプリでのアクティビティに基づいて広告を表示できます。

パーソナライズド広告を表示する

非パーソナライズド広告を表示する

[広告のパーソナライズの詳細](#)

キャンセル

# 提案1

## 提案1：アカウント登録時の同意取得方法

- 各社、現状情報を入力した後に同意を取得しているため**情報入力前（少なくとも入力時と同じ画面）に、プライバシーポリシーの要約を示す。**
- 要約には、ユーザーが想定しにくいものから書くようにする。

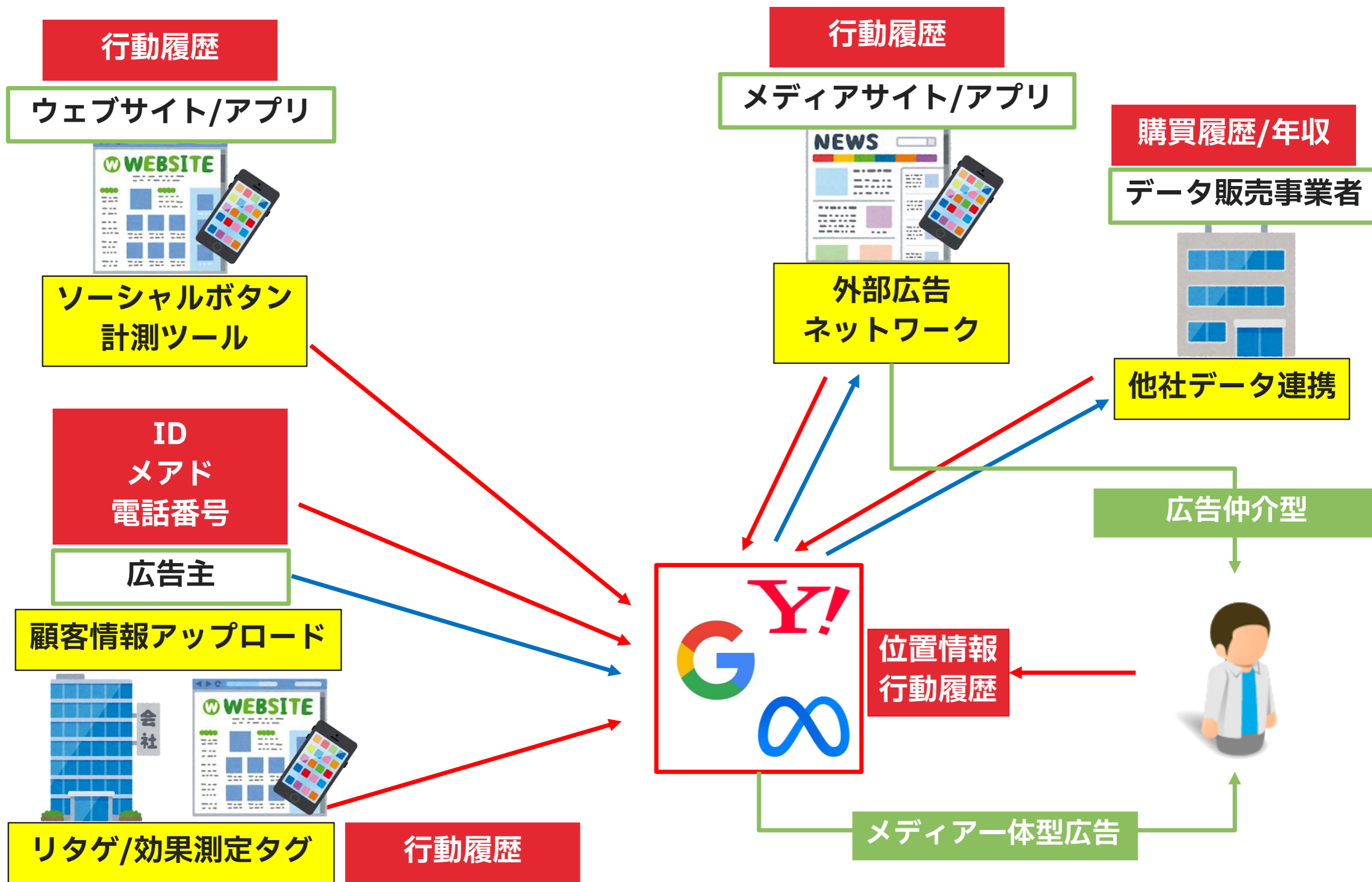
### 例えば

- 入力した情報は、広告主などの第三者から取得したメールアドレスや電話番号から、ユーザーの特定を行うために用います。
- 第三者からサイトやアプリ行動履歴や属性等を収集・統合することにより、ユーザーの年収等の情報を分析し、パーソナライズされた広告に用います

等、ユーザーが想定しにくく、プライバシーインパクトの大きいものから記載することが考えられる。

- 利用や取得の拒否ができるものについてはあらかじめ選択肢を提示するようにする（Googleは対応済み）。

# 論点2：アカウントを持っていない人



# 論点2：アカウントを持っていない人

- ① プラットフォームサービスをアカウント登録しないで利用している人

例：Yahoo!アカウントは持ってないがヤフーニュースを見ている

自分からプライバシーポリシーなどを見に行けば、データの収集等について確認することは可能だが、アカウントを持っていない場合にどこまで適用され、どこまでコントロールできるのか分かりづらい

- ② プラットフォームサービスを利用していない人

例：ソーシャルボタンが設置された企業コーポレートサイトを閲覧している

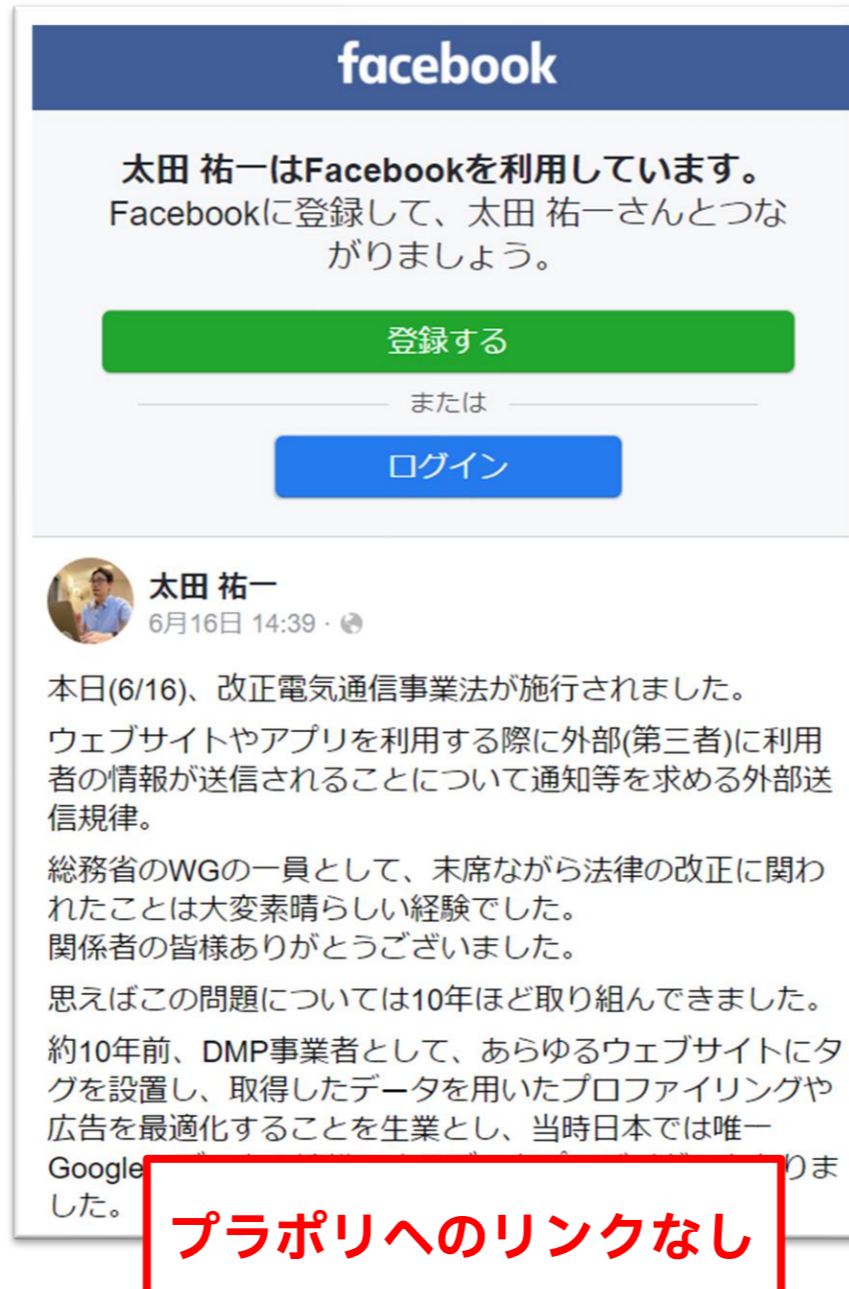
企業コーポレートサイトのプライバシーポリシー等に記載されていれば、自分から見に行けば、プラットフォームによるデータの収集等について確認することは可能だが、書かれていないことも多く、どこまで適用されるのか分からない



# 各社の未ログイン状態でのプラポリ

## 2. ①アカウントを無しでサービス利用する場合の論点

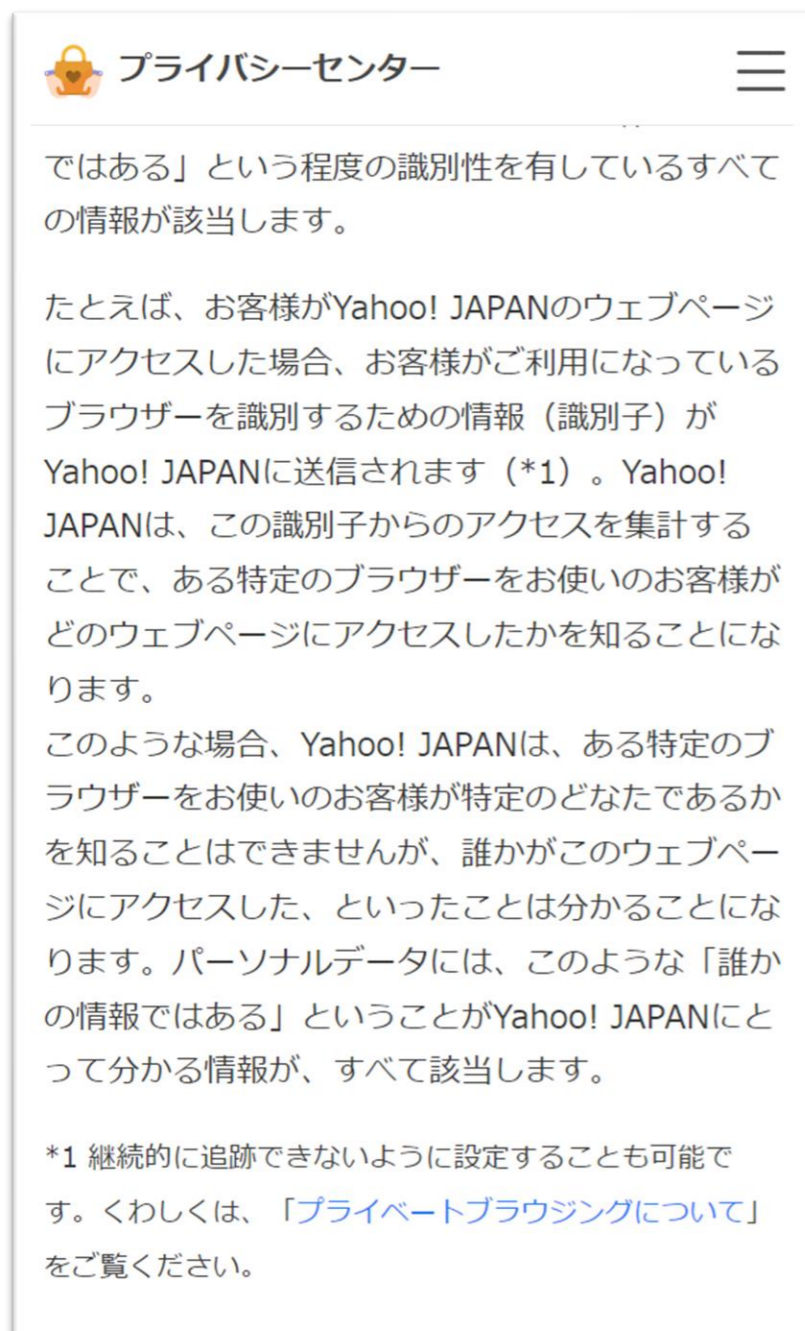
- 適用される範囲がわかりにくい



# 各社のアカウントを持っていない人への対応

## 2. アカウントを無しでサービス利用する場合の論点

- 記載はあるものの、記載箇所や適用される範囲がわかりにくい



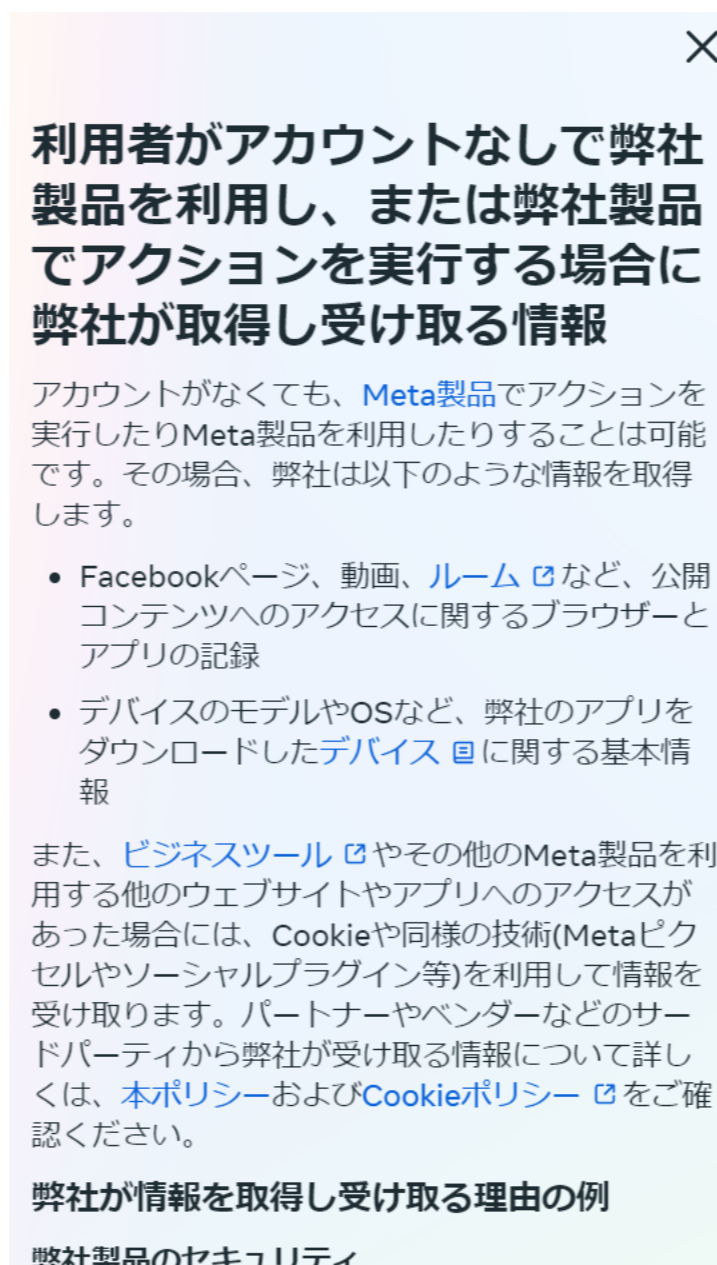
プライバシーセンター

ではある」という程度の識別性を有しているすべての情報が該当します。

たとえば、お客様がYahoo! JAPANのウェブページにアクセスした場合、お客様がご利用になっているブラウザを識別するための情報（識別子）がYahoo! JAPANに送信されます（\*1）。Yahoo! JAPANは、この識別子からのアクセスを集計することで、ある特定のブラウザをお使いのお客様がどのウェブページにアクセスしたかを知ることになります。

このような場合、Yahoo! JAPANは、ある特定のブラウザをお使いのお客様が特定のどなたであるかを知ることができませんが、誰かがこのウェブページにアクセスした、といったことは分かることになります。パーソナルデータには、このような「誰かの情報ではある」ということがYahoo! JAPANにとって分かる情報が、すべて該当します。

\*1 継続的に追跡できないように設定することも可能です。くわしくは、「[プライベートブラウジングについて](#)」をご覧ください。



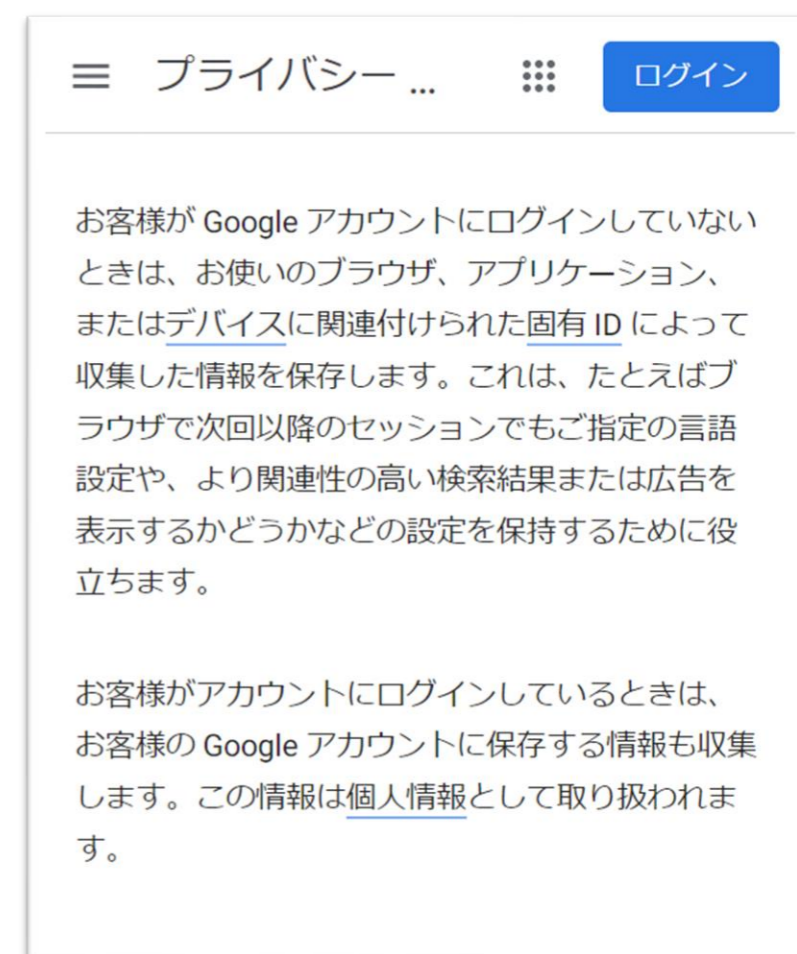
利用者がアカウントなしで弊社製品を利用し、または弊社製品でアクションを実行する場合に弊社が取得し受け取る情報

アカウントがなくても、Meta製品でアクションを実行したりMeta製品を利用したりすることは可能です。その場合、弊社は以下のような情報を取得します。

- Facebookページ、動画、[ルーム](#) など、公開コンテンツへのアクセスに関するブラウザとアプリの記録
- デバイスのモデルやOSなど、弊社のアプリをダウンロードしたデバイスに関する基本情報

また、[ビジネスツール](#) やその他のMeta製品を利用する他のウェブサイトやアプリへのアクセスがあった場合には、Cookieや同様の技術(Metaピクセルやソーシャルプラグイン等)を利用して情報を受け取ります。パートナーやベンダーなどのサードパーティから弊社が受け取る情報について詳しくは、[本ポリシー](#)および[Cookieポリシー](#)をご確認ください。

弊社が情報を取得し受け取る理由の例  
弊社製品のセキュリティ



ログイン

お客様が Google アカウントにログインしていないときは、お使いのブラウザ、アプリケーション、またはデバイスに関連付けられた固有 ID によって収集した情報を保存します。これは、たとえばブラウザで次回以降のセッションでもご指定の言語設定や、より関連性の高い検索結果または広告を表示するかどうかなどの設定を保持するために役立ちます。

お客様がアカウントにログインしているときは、お客様の Google アカウントに保存する情報も収集します。この情報は個人情報として取り扱われます。

# 各社のアカウントを持っていない人への対応

## 2. ①アカウントを無しでサービス利用する場合の論点

- どこまでコントロールできるのかわかりにくい

# 提案 2

## 提案 2：アカウント未取得者向けのプラットフォームサービス上での通知・同意

- 各社、プライバシーポリシーの中で言及はされているものの、記載箇所や適用範囲、オプトアウトの方法について分かりにくい状況のため、ログインしていない状態の際には、**アカウントを持っていない方（ログインしていない方）に向けた文書へのリンクを通知**する
- 文書には分かりやすくオプトアウトの方法も記載する。

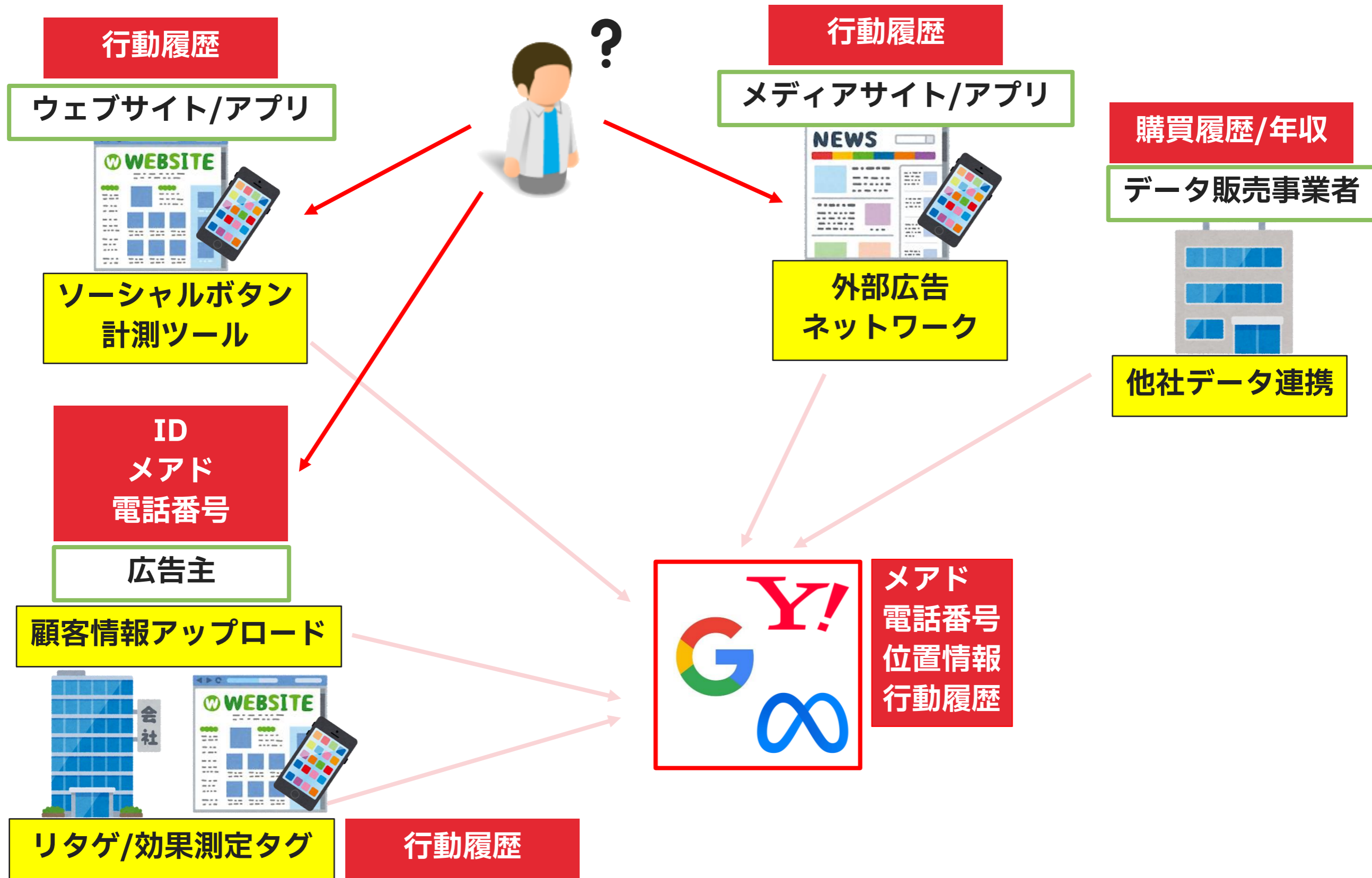
例えばログインしていない方が利用している場合には、画面上に

「アカウントを持っていない方へのプライバシー通知（リンク）」  
をポップアップする。

リンク先には分かりやすい説明と、オプトアウトの方法を示す。

- 同意が必要な場合は、「ご利用いただくことにご同意いただいたものとみなします。」等での同意ではなく、上記通知に加えて、明示的な同意を得る。

# 論点3：第三者からのデータの取得



# 論点3：第三者からのデータの取得

- 「ソーシャルボタン」「外部広告ネットワーク」等により第三者からプラットフォーム事業者がデータを収集している事実に関して外部送信規律において、**規律の対象となる者**については、送信先（すなわちプラットフォーム事業者側）での利用目的を、当該ウェブサイトやアプリにおいて公表・通知を行うことが義務付けられた
- しかし、**プライバシーポリシーへのリンクのみを示す事業者が多く※**、論点2でも触れたようにプラットフォームのプライバシーポリシーはアカウント登録者を前提とした書きぶりであり、適用範囲が分かりにくい。
- そもそも外部送信**規律の対象ではないウェブサイトやアプリ**に関しては、プラットフォーム事業者に対してデータが送信されていることが分からない。
- また、「顧客情報アップロード」機能によって、プラットフォームにデータが提供されていることがわからない。

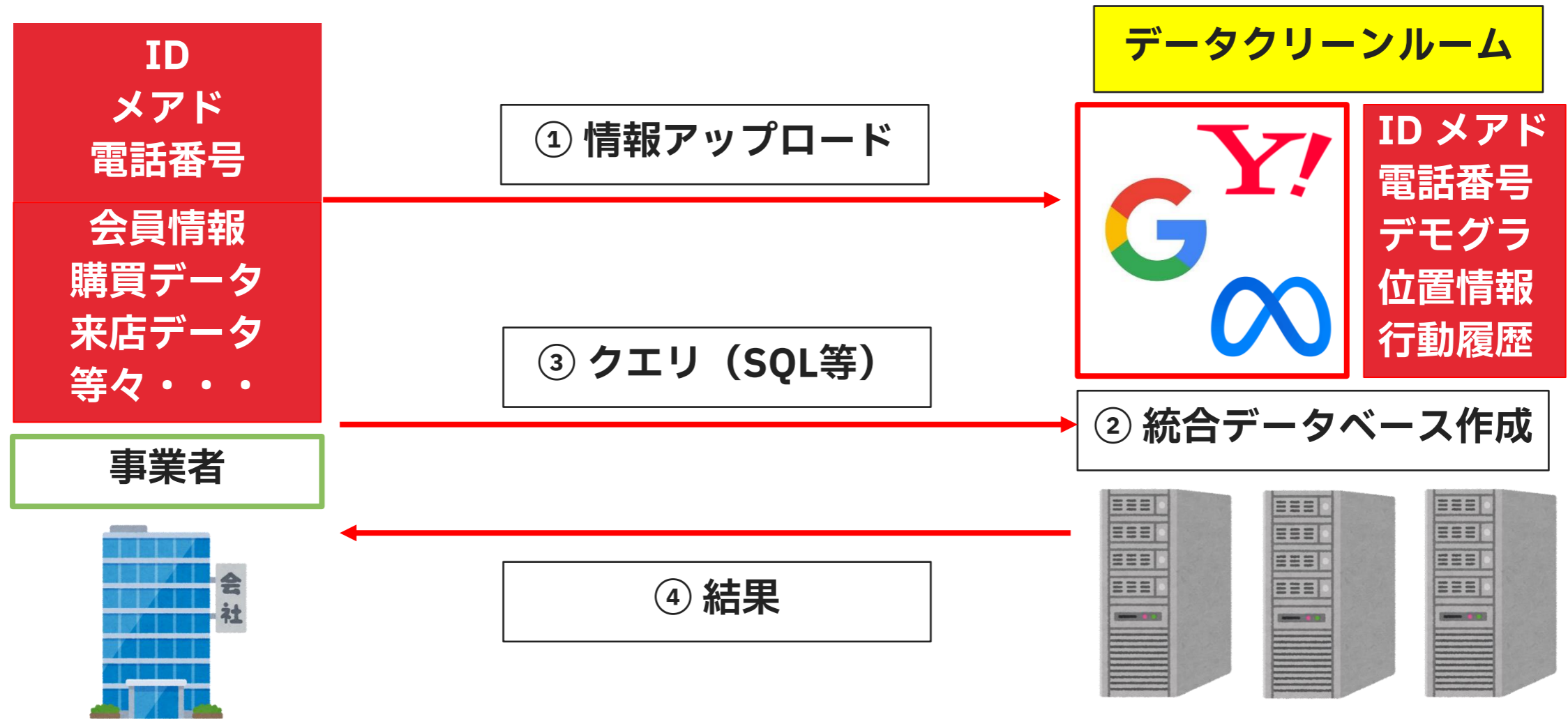
※ この論点は指定プラットフォーム事業者に限った話では無いため、今後電気通信事業法側の論点としてモニタリングを実施する必要がある。

# 提案 3

## 提案 3：プラットフォーム事業者による、ウェブサイト/アプリの審査

- 「ソーシャルボタン」や「計測ツール」、「顧客情報アップロード」機能を、ウェブサイトやアプリに提供する場合は、**プラットフォーム側で当該ウェブサイトやアプリ上で適切な通知・公表や同意の取得が行われていることを確認**し、確認できない場合は当該ウェブサイトやアプリに対してサービスの提供は行わない。
- これはソーシャルログインを利用する際の審査と同じようなものを想定しており、例えばFacebookログインの審査では動画の提出が審査に必要。
- 同じように、どのように通知しているか、どのように同意を取得しているか、等の動画を当該ウェブサイトやアプリ事業者に提出させ、適切に行われているの確認を行うことが考えられる。

# 今後必要な議論 1：さらなるPFへの依存



- 広告主等の事業者はPFに対しこれまで以上のデータを提供し、PFの保有するデータと統合することで、より詳細な分析が可能となる。
- PF側のデータは事業者側に提供されないとされているが、さらなるPFへの依存が懸念される。
- PFへの依存の一例であり、他ソリューションの提供状況等、広告への利用だけではなく、その他のパーソナルデータの利用について今後もモニタリングを継続すべき



# 今後必要な議論 2 : 外部送信規律

## 1. ちぐはぐな規律の対象

- 「メディアサイトで新着ニュース記事を見た情報」

は外部送信規律によって規律の対象となるが

- 「自社ECサイトで薬を買った情報」

は対象とならない。

## 2. 送信先の記載状況

- ウェブサイトやアプリに設置されるタグ/SDKを他社が管理していたら、公表対象の送信先第三者とならない、といった本来の趣旨から外れた見解に基づく運用実態。
- 送信先の利用目的の公表を、送信先のプライバシーポリシーの提示のみによって行う事業者多く、送信先のプライバシーポリシーが平易な日本語ではない、利用目的が書かれていない、等が散見される。

# ありがとうございました



**CMP**

第三者認証  
透明性確保  
データ保護

<https://webtru.io>



**PDS**

ブンシン生成  
コントロール  
漏洩検知

<https://bunsin.io/>



<https://datasign.jp/>